

※ 各評価項目に対する参加表明書及び企画提案書等への記載に当たっては、**資料作成時の留意事項**をよく読んでください。

評価に関する事項

委託業務名 文化の森総合公園受変電設備等改修工事設計委託業務

委託業務箇所 徳島市八万町向寺山

第1 評価に関する基準

この委託業務の評価に関する項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

I 業務実施方針

評価内容：

- ・ 業務内容、背景の理解度が高く、積極性が見られるか。
- ・ 記載内容について、的確性及び実現性があるか。

評価基準	配点
大変優れている	20
優れている	16
普通	12
やや劣っている	8
劣っている	4
未記入	0

II 概要、工法及び工事工程

徳島県文化の森文化施設の背景、課題や目的及び仕様書の趣旨を踏まえ、企画提案書内に以下の3項目が記載できているか。なお、評価にあたっては、各項目の内容を10点満点で審査する。

1. 工法の選定

評価内容：

- ・ 来館者の安全対策、環境対策（騒音・振動等）、メンテナンス性を考慮した工法の選定がなされているか。
- ・ 提案された工法は、適切な根拠を示した上で、具体的かつ実現可能なものとなっているか。

2. 工事工程計画

評価内容：

- ・ 「休館不可月」及び「停電不可月」の制約を遵守しつつ、適切な仮設計画等により、休館期間が最短となる、実現可能な工程計画が提案されているか。（工事工程b）
- ・ 文化の森特有の多種多様な各館要望に柔軟に対応できる工程計画となっているか。
(工事工程b)
- ・ 機器の納期遅延や不測の事態に対応できる「時間上のゆとり」が適切に確保されているか。
(工事工程a)、(b)とも

3. ライフサイクルコストの低減

評価内容：

- ・ イニシャルコストのみならず、高効率・高信頼性機器の導入やメンテナンス性への配慮など、ランニングコストを低減する具体的な提案がなされているか。

評価基準	配点
大変優れている	10
優れている	8
普通	6
やや劣っている	4
劣っている	2
未記入	0

III 企業の業務実績等

1 同種業務（過去15年間）の実績

評価基準	配点
過去15年間に同種業務の実績が3件以上ある者	5
過去15年間に同種業務の実績が2件ある者	3
上記以外の者	0

2 同種業務（過去15年間）のうち最大となる面積規模

評価基準	配点
過去15年間に同種業務の最大延べ面積が6,900m ² 以上ある者	10
過去15年間に同種業務の最大延べ面積が3,500m ² 以上ある者	5
上記以外の者	0

3 地域精通度

評価基準	配点
徳島県内に主たる営業所（本社・本店）がある者 (徳島県内在住の管理技術者を配置できる場合に限る。)	5
徳島県内に年間受任者となっている支店・営業所がある者 (徳島県内在住の管理技術者を配置できる場合に限る。)	3
上記以外の者	0

IV 配置予定技術者（管理技術者）

1 保有資格

評価基準	配点
設備設計一級建築士	5
建築設備士	3
上記以外の者	0

2 繙続的学習状況（CPD）

評価基準	配点
過去6年間の有効取得単位数が90ユニット以上の者	5
過去6年間の有効取得単位数が50ユニット以上の者	3
上記以外の者	0

3 過去15年間に担当技術者または管理技術者として同種業務の実績があるか

評価基準	配点
過去15年間に同種業務の実績が3件以上ある者	5
過去15年間に同種業務の実績が2件ある者	3
上記以外の者	0

4 同種業務（過去 15年間）のうち最大となる面積規模

評価基準	配点
過去15年間に同種業務の最大延べ面積が6,900m ² 以上ある者	5
過去15年間に同種業務の最大延べ面積が3,500m ² 以上ある者	3
上記以外の者	0

V 見積書評価（審査）点の算出方法

見積書評価（審査）点は次式により算出し、計算値を小数点以下第1位で四捨五入して、整数とする。
なお、価格点の配分点は、10点とする。

見積書評価（審査）点＝価格点の配分点(10)×(全参加者の最低見積額／当該参加者の見積額)
最低見積価格を提出した者が最高点の10点となる。

資料作成時の留意事項

次の事項に注意して、各調書を作成すること。

III 企業の業務実績等

記載事項	内容等に関する資料作成時の留意事項
1 同種業務 (過去15年 間)の実績	<p>① 同種業務とは、国、地方公共団体、これらに準ずる機関又は民間が発注した次の要件を全て満たす建築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築をいう（新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まない。））。に係る設計業務である。なお、受注形態については、単体であるか共同企業体であるかは問わない。</p> <p>主要用途が博物館、美術館その他これらに類する資料館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館をいう。）、図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館をいう。）又は劇場その他のこれらに類する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。ただし、スポーツ施設を除く。）であること。</p> <p>ただし、面積が評価対象となるため、延べ面積の大きな物から順に記載すること。（増築にあっては、増築に係る部分の延べ面積とする。）</p> <p>② 過去15年間の実績とは、この業務の公告日の属する年度の直前15か年度及びこの業務の公告日までに完成し、引き渡しが完了した業務をいう。</p>
2 地域精通度	<p>① 徳島県内に主たる営業所（本社・本店）又は年間受任者となっている支店・営業所がある場合に評価する。</p> <p>② 加点対象とするのは、この業務の公告日時点で徳島県内に6か月以上在住し、住民登録されている管理技術者をこの業務に配置できる場合に限るので、注意すること。</p>

IV 配置予定技術者（管理技術者）

記載事項	内容等に関する資料作成時の留意事項
1 保有資格	① 配置予定管理技術者の保有する資格について評価する。
2 継続的学習状況 (CPD)	<p>① 配置予定管理技術者が取得したCPDの有効単位数を評価する。ただし、社内研修によるユニット数は含まないものとする。</p> <p>② この業務の公告日の属する年度の直前6か年度及びこの業務の公告日までに取得したユニット数を対象とする。</p>

3 同種業務 (過去15年 間)の実績	<p>① 同種業務とは、国、地方公共団体、これらに準ずる機関又は民間が発注した次の要件を全て満たす建築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築をいう（新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まない。）。）に係る設計業務である。なお、受注形態については、単体であるか共同企業体であるかは問わない。</p> <p>主要用途が博物館、美術館その他これらに類する資料館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館をいう。）、図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館をいう。）又は劇場その他のこれらに類する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。ただし、スポーツ施設を除く。）であること。</p> <p>ただし、面積が評価対象となるため、延べ面積の大きな物から順に記載すること。（増築にあっては、増築に係る部分の延べ面積とする。）</p> <p>② 過去15年間の実績とは、この業務の公告日の属する年度の直前15か年度及びこの業務の公告日までに完成し、引き渡しが完了した業務をいう。</p>
------------------------------	---

文化の森総合公園受変電設備等改修工事設計委託業務 評価基準及び評価表

委員名 :

提案者名			
評価(審査)項目	評価(審査)内容	配点	評価基準
I 業務実施方針 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務内容、背景の理解度が高く、積極性が見られるか。 ・ 記載内容について、的確性及び実現性があるか。 	20	20点 = 大変優れている 16点 = 優れている 12点 = 普通 8点 = やや劣っている 4点 = 劣っている 0点 = 未記入
II 概要、工法 及び工事工程 (30点)	1. 工法の選定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 来館者の安全対策、環境対策（騒音・振動等）、メンテナンス性を考慮した工法の選定がなされているか。 ・ 提案された工法は、適切な根拠を示した上で、具体的かつ実現可能なものとなっているか。 2. 工事工程計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「休館不可月」及び「停電不可月」の制約を遵守しつつ、適切な仮設計画等により、休館期間が最短となる、実現可能な工程計画が提案されているか。（工事工程b） ・ 文化の森特有の多種多様な各館要望に柔軟に対応できる工程計画となっているか。（工事工程b） ・ 機器の納期遅延や不測の事態に対応できる「時間上のゆとり」が適切に確保されているか。（工事工程a）、bとも） 3. ライフサイクルコストの低減 <ul style="list-style-type: none"> ・ イニシャルコストのみならず、高効率・高信頼性機器の導入やメンテナンス性への配慮など、ランニングコストを低減する具体的な提案がなされているか。 	10 10 10 10	各項目10点満点 10点 = 大変優れている 8点 = 優れている 6点 = 普通 4点 = やや劣っている 2点 = 劣っている 0点 = 未記入
III 企業の 業務実績等 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去15年間に企業業務として同種業務の実績があるか。 ・ 同種業務の実績：「実績」として認められるのは、以下の条件を全て満たす業務です。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 用途：博物館、美術館、資料館、図書館、劇場などの興行場（スポーツ施設を除く）。 2. 内容：新築、増築、改築又は移転に係る設計業務（改修工事は対象外）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同種業務（過去15年間）のうち最大となる面積規模（増築にあっては、増築に係る部分の延べ面積とする。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島県内に主たる営業所（本社・本店）等があり、かつ県内在住の管理技術者を配置できるか。 	5 10 5	5点 = 実績が3件以上 3点 = 実績が2件 0点 = 上記以外の者 10点 = 延べ面積6,900m ² 以上 5点 = 延べ面積3,500m ² 以上 0点 = 上記以外の者 5点 = 徳島県内に主たる営業所（本社・本店）がある。 3点 = 徳島県内に年間受任者となっている者がいる 支店・営業所がある。 0点 = 上記以外の者
IV 配置予定 技術者 (管理技術者) (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有するか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 繼続的学习状況（C P D）（過去6年間の有効単位） <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去15年間に担当技術者または管理技術者として同種業務の実績があるか。（管理技術者または担当技術者としての従事実績が対象です。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 同種業務（過去15年間）のうち最大となる面積規模（増築にあっては、増築に係る部分の延べ面積とする。） 	5 5 5 5	5点 = 設備設計一級建築士 3点 = 建築設備士 0点 = 上記以外の者 5点 = 90ユニット以上 3点 = 50ユニット以上 0点 = 上記以外の者 5点 = 実績が3件以上 3点 = 実績が2件 0点 = 上記以外の者 5点 = 延べ面積6,900m ² 以上 3点 = 延べ面積3,500m ² 以上 0点 = 上記以外の者
V 見積書 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書評価（審査）点計算式は次による。 <p style="margin-left: 20px;">見積書評価（審査）点=価格点の配分点(10) × (全参加者の最低見積額/当該参加者の見積額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算値は小数点以下第1位で四捨五入し、整数とします。 	10	評価(審査)内容の計算式による。
合計			